

第2編

高齢者がいきいきと暮らせるために

共に暮らし、ともに助け合い、
一人ひとりが輝ける地域づくりを進めます。

第1章 誰もが住みやすいまちづくりの推進

- 第1節 安定的な住まいと交通手段の確保…………… P022
- 第2節 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進…………… P024
- 第3節 ジェンダーの平等と多様性への理解推進…………… P026

第2章 つながり合い・助け合いの地域づくり

- 第1節 地域課題の解決に向けた組織体制の強化…………… P027
- 第2節 見守り体制の推進…………… P030
- 第3節 相談体制の強化・充実…………… P032
- 第4節 低所得者への支援…………… P034
- 第5節 権利擁護・虐待防止の体制強化…………… P036

第3章 生きがいづくりの推進

- 第1節 社会参加や生きがいづくりの推進…………… P039
- 第2節 住民主体の助け合いづくりの推進…………… P041

第1章 誰もが住みやすいまちづくりの推進

第1節 安定的な住まいと交通手段の確保

1 現状と課題

高齢者は、身体機能の低下により、日常生活における転倒の可能性が高くなるため、危険性を軽減するための環境整備を必要とする場面が多くなります。こうした問題を自力で解決できない高齢者への居住支援が必要になるとともに、要介護状態となった高齢者を家族が在宅介護する場合には、家屋内の介護環境を整える必要が生じます。

また、加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを推進することが重要です。このため、高齢者が安心して外出できるよう、施設や交通機関等の安全性・利便性の向上を図る必要があります。

2 施策の方向

- ・高齢者が安心して暮らすことができるように、住宅改修等による居住環境整備を推進します。
- ・高齢者の自立支援・介護者負担の軽減を図る住宅改修について、補助制度の継続が必要です。
- ・高齢者が生活しやすいまちづくりを推進するため、建築物、道路等のバリアフリー化による安全性・利便性の向上や、高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりに努めます。

3 主な取組み

項目	取組みの概要
高齢者住宅等整備事業	高齢者の自立支援・介護者の負担軽減のために行う住宅改修について、費用の一部を補助します。
介護保険による住宅改修事業	自宅で自立した生活を送ることを目的とした住宅改修を行う場合に、介護保険の制度として費用の一部を補助します。
養護老人ホーム	住環境や経済的な問題などで自宅における生活が困難な方が、自立した生活を送れるよう養護老人ホームにおいて支援します。
バリアフリー住宅への入居促進	高齢者がバリアフリー仕様である市営住宅を有効利用できるよう、募集チラシ等に掲載するなど利用促進を図ります。
在宅生活を支える施策の普及促進	看護小規模多機能型居宅介護など、在宅生活を支えるサービスについて、ホームページなどを利用した周知、利用促進を図ります。

項目	取組みの概要
地域主導型公共交通事業	近隣に駅やバス停留所がない地域において、住民が主体となって実施するバス運行事業などに対して市が支援し、地域住民の移動手段を確保します。
福祉100円バス助成事業	70歳以上の方を対象に、市内の路線バス（観光路線を除く。）と上高地線の電車を1乗車100円とすることで、高齢者が気軽に外出しやすい環境をつくれます。
有償運送運営協議会	身体機能の低下により、公共交通機関を使った移動が難しい高齢者の移動支援を行う事業所が、適正な事業実施体制を整えているか確認を行います。
AIデマンドバス事業	高齢化社会において、住民の移動ニーズが増加していることから、生活に必要な通院や買い物などの地域内移動の確保等の課題解決に向け、特定エリア内でAIデマンドバスを運行します。

4 計画期間の目標

項目	単位	令和5年度末見込	令和8年度目標
高齢者のバリアフリー住宅への入居率	%	14.7	20
福祉100円バス助成事業延利用人数	人	426,000	450,000

第2節 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

1 現状と課題

ユニバーサルデザインの考え方は、障がいの有無や年齢、性別、国籍などの違いにかかわらず、誰にとっても安全で安心して生活できるまちづくりを目指すことにあります。全国的に少子高齢化が進展している中、本市も例外ではなく、高齢化は進展しています。

加齢により身体的・精神的機能が低下せざるを得ない高齢者にあっても、日常生活や社会生活で不便や不自由を感じることなく生活できる環境を整備したまちづくりが求められており、ユニバーサルデザインによる建物、道路等の整備を更に進めることが必要となっています。

新設の公共施設や不特定多数が利用する建物や施設は、法整備などにより、ユニバーサルデザインによる整備が進んでいます。しかし、比較的小規模な施設や既存施設については、トイレやスロープ、手すりの設置、バリアフリー化などはまだ十分とは言えません。

道路や交通の面では、歩道の段差解消などの整備が進んでいますが、個々の道路の状況を勘案しながら整備を進める必要があります。冬季の道路の滑りやすさを解消して、安全に移動できるようにすることや、移動の際の案内表示を、誰にでも分かりやすくする工夫が求められています。

2 施策の方向

○誰もが生活しやすい環境づくり

少子高齢化の進展に対応し、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、子ども、高齢者など、全ての人々の多様なニーズを常に考慮し、誰もが生活しやすい環境づくりを目指します。

○誰もが利用しやすい環境づくり

不特定多数が利用する建物や施設を整備する際は、ユニバーサルデザインを常に意識して、設計、施工、運営管理を行い、障がい者、高齢者、外国人など、誰もが利用しやすい環境づくりを目指します。

○誰もが安全に安心して利用できる公共交通の構築

ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を目指すとともに、市民（利用者）、交通事業者、行政が連携して、誰もが安全に安心して利用できる公共交通の構築を目指します。

3 主な取組み

項目	取組みの概要
公共案内サインのユニバーサルデザイン化	中心市街地において、絵文字、音声、点字、外国語などの手法による分かりやすい案内表示を推進します。
波打ち歩道の改修	子ども、高齢者、障がい者のほか、全ての人々が安心して歩くことのできる歩行空間を確保するために、波打ち歩道を改修します。
鉄道駅のバリアフリー化	「バリアフリー法」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日の利用者が3,000人以上の鉄道駅に、バリアフリー化実施事業費の一部を補助します。
誰にもやさしい地区公民館等の改修	地区公民館改修の際、階段手すりの設置やスロープ設置、トイレの洋式化などを進め、高齢者等が利用しやすい環境を計画的に整備します。
信州パーキング・パーミット制度	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用してもらうため、高齢の方や障がいのある方、妊産婦の方、歩行が困難な方などに、県内共通の「利用証」を交付する制度です。

4 計画期間の目標

項目	単位	令和5年度末見込	令和8年度目標
鉄道駅のバリアフリー化	駅	2	3
波打ち歩道の改修	%	68.7	77

第3節 ジェンダーの平等と多様性への理解推進

1 現状と課題

平成26年の厚生労働省「介護人材と介護福祉士の在り方について」によると、福祉施設等で働く介護職員の男女比は、女性が73.0%、男性が23.3%となっています。また、訪問介護員の男女比は、女性が88.6%、男性が7.0%で、いずれも女性のほうが圧倒的に多くなっています。

プライバシーや尊厳の尊重といった視点からみると、入浴や排泄といった介助は、同性の介助者が行うことが望ましいとの考えがありますが、人材不足や労働条件などが理由となり、同性介助の実現を難しくしています。

また、昨今、性の多様性に対する理解が広がる一方で、性的指向や性自認がマイノリティとされる高齢者が、差別を受ける心配がなく安心して利用できる施設が少ないことが理由となり、サービスの利用をためらうといった事態が発生しています。こうした高齢者は、キーパーソンとなる家族と交流がないことや、パートナーがいても法律で位置づけられた家族ではないことが障壁となり、本人の意思表示が困難になると、支援を継続することが難しくなってしまいます。

介護を受ける側と提供する側の双方が、セクシャリティの視点に立って合理的配慮を実践していくことで、互いに満たされるサービスの体制を実現していくことが課題です。

2 施策の方向

男女共同参画やセクシャリティに関する研修会等の開催を通じて、性差に捉われない職業選択の推進や、性の多様性に対する理解の促進を図ります。

また、松本市パートナーシップ宣誓制度が有する理念の拡大を通じて、あらゆるセクシャリティの高齢者が、安心して生活できるまちづくりを進めます。

3 主な取組み

項目	取組みの概要
男女共同参画の出前講座	男女共同参画の現状や背景、性差にとらわれない職業の選択等を題材にした出前講座を実施します。
性の多様性理解促進事業	性的マイノリティに関する専門相談の実施や、各種講座、事業者に向けた研修会の開催により、性の多様性に対する理解の促進を図ります。
松本市パートナーシップ宣誓制度	地域社会にLGBTQ（性的マイノリティ）の方への理解が進み、性別にかかわらず、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現につなげることを目的としたパートナーシップ宣誓制度を実施します。

第2章 つながり合い・助け合いの地域づくり

第1節 地域課題の解決に向けた組織体制の強化

1 現状と課題

地域に暮らす高齢者やその家族の生活の質の向上のためには、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、高齢者の社会参加を進め、世代を超えて共に支えあう市民活動の支援が必要です。本市では、これまで地域づくりを基盤とした活動が行われてきましたが、今後は多様な地域課題に対応するため、地域や行政だけでは解決することが困難な課題に対し、更に多様な人、団体、関係機関を含め、共に知恵を出し合い、共同しながら解決方法を探っていくことが必要です。

こうしたことから、市内35地区の地域づくりセンターと各地区に配置された地区生活支援員、地域包括支援センターが連携し、「医療・介護」と「地域」が顔の見える関係を築き、更に関係者を交えて地域課題の検討・解決に向けて取組みを行い、地域包括ケアシステムを推進してきました。

また、地域だけでは解決が困難なものや、市全体での検討が必要な課題は、市レベルの会議である「在宅医療・介護連携委員会」「認知症施策推進協議会」「生活支援体制整備委員会」などで検討してきました。

しかし、複合的な課題を抱えている事例や必要な支援につながりにくい事例など、縦割りの支援体制では解決が難しいことから、令和5年度に「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）」を開始し、複合化・複雑化した課題を持つ方が、地域の中で安心して、自分らしく生活できるような交流の場づくりや、つながりづくりを推進しています。

2 施策の方向

○地域ケア会議の継続開催

- ・地域包括支援センター主催の個別レベルの会議（個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議）の開催による高齢者の個別課題の検討・解決と、地域課題の抽出
- ・地域づくりセンター主催による地区レベルの会議（地区支援企画会議など）で地域課題の検討・協議

○地域包括ケアシステムを推進するための会議の開催

在宅医療・介護連携委員会、認知症施策推進協議会、生活支援体制整備委員会を中心に、関係する地域だけでは解決が困難な課題の検討やネットワークをより一層強化し、地域包括ケアシステムのシンカ（深化、進化）・推進を図ります。

○地区支援企画会議の開催

地域づくりセンター、公民館、福祉ひろばのほか、保健・福祉分野の地区担当職員などが参集する「地区支援企画会議」を定例開催し、各地区の支えあい活動の立上げや実施をチームとして支援します。

○生活支援体制整備事業の推進

地区生活支援員を中心に、住民主体の助け合いづくり・つながりづくりの仕組みの構築を、関係職員とともに進めます。また、全市的な課題については、生活支援体制整備委員会につなげ、課題の解決に向け検討を行います。

○地域づくりセンターとの連携

地域共生社会の実現に向けて、地域づくりセンターを中心とした地区関係機関の連携体制を整備します。

○誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）の推進

高齢者に限らず、複雑化・複合化した課題や、制度のはざまにある地域住民の支援ニーズに対応するため、多機関協働事業担当を中心に、関係部署、関係機関が連携体制を強化し、役割分担を行い、チームで迅速な支援を行います。また事例検討を重ねる中で、必要な支援や地域資源を明確にし、課題解決に向けた取組みを、関係者とともに進めます。

3 主な取組み

項 目	取 組 みの 概 要
地域ケア会議の開催	地域包括支援センターが個別レベルの会議（個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議）を主体的に行い、個別課題の解決に加え、地域に共通する課題の抽出を行います。地域の課題は、地区レベルの会議（地区支援企画会議）で検討を行い、地域内で検討・解決を目指します。地域内で解決が難しい課題については、市レベルの会議において、検討・解決を目指します。
弁護士との連携	法的根拠が求められる課題に対し、弁護士と連携して課題解決につなげます。
地域包括ケアを推進するための会議の開催	在宅医療・介護連携委員会、認知症施策推進協議会、生活支援体制整備委員会を中心に、関係する地域課題の検討やネットワークの構築により、地域包括ケアシステムをより推進します。
生活支援体制整備事業の推進	地区生活支援員を中心に住民や関係機関が協力・協働しながら、住民主体の助け合いや、つながりの仕組みづくりを推進します。
地域づくりセンターとの連携強化	地域共生社会の実現に向けて、地域づくりセンターを中心とした地区関係機関との連携体制を強化します。
地区支援企画会議の開催	地域づくりセンター、公民館、福祉ひろばのほか、保健・福祉分野の地区担当職員などが参集する「地区支援企画会議」を定例開催（月1回程度）し、各地区の抱える課題の解決に向けて、支えあい活動の検討や立上げをチームとして支援します。
誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層型支援体制整備事業）	複雑化・複合化した事例の検討を通して、必要な支援や地域課題を明確にし、「誰もが参加でき、交流できる場づくりや、社会とのつながりづくり」等を進めます。

4 計画期間の目標

項 目	単 位	令和5年度末見込	令和8年度目標
個別地域ケア会議の開催	回	45	70
自立支援型個別ケア会議検討件数	件	28	36
ボランティアに参加している高齢者数（月1回以上）	%	13.3	15.0

第2節 見守り体制の推進

1 現状と課題

高齢化の進行や、核家族化による家族機能の低下により、身近に援助ができる親族がないひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯では、住み慣れた自宅で暮らし続けることが難しくなります。

自宅での生活を支えるために、医療、介護など公的なサービスだけでなく、課題を補完するためのサービスや地域での支えあい活動など重層的に支えていく体制が求められています。

2 施策の方向

○ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の強化

- ・ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるように安否確認を行う体制を強化し、急病などの際に速やかに関係機関に連絡し、必要な対応が図られるようにします。
- ・救急搬送時に高齢者本人や家族から、必要な情報を聞き出せない場合に備え、あらかじめ冷蔵庫内に情報を保管し、迅速で的確な救急活動が行えるようにします。
- ・高齢者が安心して暮らせるように、民生委員や地域で活躍する企業などによるさりげない見守り活動を強化し、急病など異変の際に速やかに必要な対応が図られる体制づくりを進めます。

○地域の支え合い活動の推進

- ・地域で行う交通安全教室や自主防災組織での活動を通じて、普段から顔の見える関係を築くことで、もしもの時に地域で支え合う関係づくりを進めます。

3 主な取組み

項目	取組みの概要
民生委員による見守り活動	地域の民生委員がひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等の見守り活動を行います。
訪問給食サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、バランスの取れた昼食を配達することにより、食を確保し健康管理に寄与するとともに、配達時の声掛けにより安否確認と孤立感解消を図ります。
緊急通報装置設置事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、急病などの緊急時に対応が困難な方に対して、警備会社直通の通報装置と人感センサーを設置することにより見守りを行います。
高齢者向け交通安全教室	各地区の「福祉ひろば」などにおいて、「松本市交通安全指導員」のほか、「長野県交通安全教育支援センター」、「長野県自動車販売店協会」の協力を得て、腹話術や寸劇を交えながら「心に響く高齢者向けの交通安全教育」を行い、交通事故のない安心・安全なまちづくりを目指します。

項 目	取 組 みの 概 要
自主防災組織	災害発生時に、地域住民の生命・身体・財産を守り、災害の被害を最小限に食い止めるため、住民相互の合意に基づき、住民自らが自主的に結成する組織です。自主防災組織は、各活動班に分かれており、例として救出救護班では、平常時には負傷者の救出に必要な器具の準備や確認などを行い、災害時には救出活動の実施やけが人の応急処置などを行います。
自主防災組織防災活動支援補助金	自主防災組織が自主防災活動を行う場合の補助制度を定め、予算の範囲内で支援をしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町会自主防災組織による防災資機材の整備等への補助 ・ 町会自主防災組織又は地区での除雪機の購入への補助 ・ 地区による避難所開設・運営訓練の実施経費への補助 ・ 避難所運営委員会による避難所開設・運営訓練の実施経費への補助
救急医療情報キット支給事業	緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの個人情報専用ケースで冷蔵庫に保管するとともに、市に登録し、救急時に必要な情報を救急隊員が活用できるようにします。
松本市地域見守りネットワーク事業	対象者を限定しないさりげない見守り体制を強化するため、新聞販売店やスーパーマーケットなどの地域で活躍する企業が、営業活動時間内に高齢者、障がい者、子ども等の異変に気付いた場合、市へ通報し、支援につなげる事業です。
個別地域ケア会議	地域で生活する中での困りごとを、本人を交えて地域・支援機関が相談し、地域でどのような支援ができるかを検討します。

4 計画期間の目標

項 目	単 位	令和5年度末見込	令和8年度目標
高齢者向け交通安全教室参加人数	人	1,600	1,670
救急医療情報キット支給事業登録者数	人	2,200	3,000
訪問給食サービス利用による高齢者の昼食の確保	%	30	30

第3節 相談体制の強化・充実

1 現状と課題

各地区の民生委員・児童委員や町会、福祉ひろば、地区生活支援員が受けた相談は、それぞれの状況やニーズに応じて高齢福祉課、西部福祉課、地域包括支援センターへつなぎ、適切な機関・サービスにつながるよう支援を行っています。地域包括支援センターを12の日常生活圏域ごとに設置し、身近で、きめ細やかな相談対応を行っています。

安否確認や虐待など、急を要する相談には、地域包括支援センター職員や高齢福祉課、西部福祉課のケースワーカーが連携し、対応しています。

高齢化の進展、ひとり暮らし高齢者の増加により相談件数が増加しています。また、困難事例や複雑かつ多様化した相談が増え、伴走型の支援や、庁内関係課や関係機関を超えて連携する必要性のあるケースが増えています。そのため、令和5年度から重層的支援体制整備事業を開始し、相談支援業務を更に充実させました。

今後も相談件数は一層増加することが予測されることから地域の支援者・支援関係機関・行政がより一層連携し、相談体制の強化・充実を図ることが必要です。

2 施策の方向

○相談機関の連携強化とネットワークづくり

- ・民生委員・児童委員や町会、福祉ひろば、地区生活支援員、地域包括支援センターなど、相談機関の連携をより一層強化します。
- ・高齢福祉課、西部福祉課に地区担当ケースワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかな個別支援を実施します。
- ・介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉・インフォーマルサポートを含めた、様々な社会資源に結びつけるため、相談機関が情報を共有し、連携を強化します。

○相談体制の強化・充実

- ・相談対応に当たる地域包括支援センター職員のスキルアップに努めます。
- ・地域包括支援センターに委託している総合相談業務の一部委託について研究します。
- ・重層的支援体制整備事業を活用し、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する相談支援を行います。

3 主な取組み

項目	取組みの概要
相談機関の連携強化とネットワークの推進	地域の中の様々な相談窓口がより一層連携し、必要な支援や社会資源に結び付けられるようにネットワークを推進します。
民生・児童委員との連携	誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために、相談支援機関と困りごとのある本人をつなぐ民生・児童委員との連携をより一層推進します。

項目	取組みの概要
地区生活支援員との連携	住民の助け合い活動や高齢者の社会参加を促進するために、活動の中から、高齢者の困りごとを把握し、地域の様々な活動や関係機関につなぎます。
地区福祉ひろばコーディネーター	福祉ひろば事業を中心に住民のニーズや課題を捉え、住民のふれあいの場づくりや担い手づくり、ボランティア支援などの取組みを行うための調整などを行います。
地域包括支援センターの機能強化と相談体制の充実	地域包括支援センター職員の専門性を高め、機能強化を図ります。指定居宅介護支援事業所等への総合相談業務の一部委託について研究し、地域包括支援センターのあり方を見直し、相談体制の充実を図ります。
総合相談窓口の周知	身近な相談窓口として、地域包括支援センターの役割や取組みについて、より積極的な周知に努めます。
誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業)	複雑化した問題や、解決困難な事例について、庁内関係課や関係機関をこえて連携し対応します。
困難事例への対応	弁護士などと連携し、困難事例に対して法的根拠を基に迅速な対応をします。
認知症相談窓口の周知	本人や家族が早期に気づき、対応できるよう相談窓口周知ポスターや認知症ケアパス、介護サービス情報公表システムなどを活用し、相談窓口の周知を幅広い世代に向けて行います。状況に応じて、専門相談につなぎ医療機関などとの連携強化に努めます。また、若年性認知症コーディネーター(県委託)、医療機関・認知症疾患医療センターと連携し、若年性認知症相談窓口や本人ミーティングの周知に努めます。
消費者被害の防止	主に高齢者をターゲットとした悪質商法などによる被害をなくすため、関係機関や部署と連携し啓発活動を行います。
終活への支援	人生の最後を迎えるに当たって、本人が希望した思いが実現されるよう、人生の終わりのための準備や活動を支援する事業を進めます。

第4節 低所得者への支援

1 現状と課題

高齢者やその家族を取り巻く経済的な状況は、身近な食料品などの価格上昇に反して年金給付額は抑制されるなど、大変厳しい状況が続いています。

本市では従来から低所得者に対し、本市独自の利用料軽減を盛り込んだ社会福祉法人などによる利用者負担軽減事業や家庭介護用品支給事業、高額介護（予防）サービス費など、低額負担で利用できる助成策などを講じてきました。

今後も、低所得の方が安心していつでも必要な介護サービスを利用できるような軽減策が必要です。

2 施策の方向

○利用者負担軽減の実施

本市独自の利用料軽減を盛り込んだ社会福祉法人などによる利用者負担軽減事業を引き続き実施するとともに、国の制度による高額介護（予防）サービス費や特定入所者介護サービス費などでの利用者負担軽減を図ります。

3 主な取組み

項目	取組みの概要
社会福祉法人等による利用者負担軽減事業	国の制度として社会福祉法人などによる介護予防を含む介護保険サービス（介護老人福祉施設、短期入所生活介護、訪問介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス等）を利用している低所得者の方を対象に、負担軽減を行います。 また、本市独自の軽減事業として、訪問入浴・訪問看護・通所リハビリテーションを対象サービスとして追加し、対象事業所を社会福祉法人以外の事業所にも拡大して行います。
家庭介護用品支給事業	住民税非課税世帯で要介護4・5の高齢者を在宅介護している介護者を対象に、紙おむつなどの介護用品購入費用を助成します。
移送サービス事業	要介護3～5の認定者のうち、重度の寝たきりで通常車両への乗車が困難な住民税非課税世帯の方に寝台タクシー料金の一部を助成します。
特定入所者介護（予防）サービス費	介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）・短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用する住民税非課税世帯の方を対象に、食事と居住費（滞在費）の負担限度額を超えた費用について介護保険から支給します。

項目	取組みの概要
高額介護(予防)サービス費	1か月に利用した介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えたときは、申請により、超えた金額を「高額介護(予防)サービス費」として支給します。
自立相談支援事業	松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」、「まいさぼとまり木松本」が相談者の課題を整理し、関係機関と連携した支援を包括的かつ継続的に実施します。
市営住宅の高齢者対策(家賃減免)	経済的に困窮している高齢者の状況を把握(滞納状況など)し、家賃減免の制度を案内します。
成年後見制度利用支援事業	親族などによる法定後見開始の審判請求が期待できない高齢者について、市が申立てを行い、権利擁護を図ります。 また、当該審判を受けた者が報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる場合、報酬費用を助成します。

4 計画期間の目標

項目	単位	令和5年度末見込	令和8年度目標
市営住宅の高齢者減免数	人	160	175

第5節 権利擁護・虐待防止の体制強化

1 現状と課題

複雑な社会状況の進行や、認知症の方、ひとり暮らし高齢者世帯の増加により、虐待、消費者被害の対応も困難化しています。

こうした中、高齢者の財産管理や日常生活などを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、地域共生社会の実現に資するものといえます。

成年後見制度利用促進法及び国が定めた基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用でき、利用者がメリットを実感できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みとして「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を念頭に置いた地域連携ネットワークの構築が求められています。

令和3年4月から、2市5村(松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)で協定を結び、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターかけはしに業務の一部を委託し、中核機関を設置しています。制度利用が必要な誰もが成年後見制度を利用できるような体制を整えます。

虐待対応においては、予防の周知啓発や、迅速な対応に加え、第三者が介入することで、早期発見、深刻化を防ぐことができることから、地域での見守りなど、関係者の協力が重要です。養護者に該当しない者からの虐待防止や、セルフネグレクトなどの権利侵害についても、関係機関と連携を強化し、取組みます。

2 施策の方向

○相談体制の強化

地域包括支援センター職員などに権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、相談窓口の機能を強化します。

○成年後見制度利用促進

- ・地域福祉計画の成年後見制度利用促進計画に基づき、必要な施策を行います。
- ・適切に必要な支援につなげる成年後見利用促進地域連携ネットワークの充実を図ります。
- ・専門相談の活用や成年後見支援センターとの連携により制度の利用促進を図ります。

○高齢者虐待の防止

- ・高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会や、関係機関などと連携し、高齢者虐待の防止を推進します。
- ・コアメンバー会議を積極的に行い、必要に応じ、弁護士などの専門職との連携を図ります。

3 主な取組み

項 目	取 組 みの 概 要
相談体制の強化	地域包括支援センター及びケースワーカーが権利擁護の身近な相談窓口となり、関係職種や関係機関との連携を図ります。
虐待対応の体制強化	コアメンバー会議を定期的開催し、新規ケースの虐待判断や緊急保護・分離の決定、継続ケースのモニタリング等を行います。
長野県弁護士会との連携	地域包括支援センターに寄せられる法律の知識が必要な相談に対し、長野県弁護士会所属の弁護士と連携して対応します。状況に応じ、コアメンバー会議などへ出席を依頼し、必要な助言を受けます。
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会	保健医療関係団体、高齢者福祉団体、障害者福祉団体、司法人権団体、行政などから選出された委員により構成し、高齢者虐待に係る情報交換や関係機関との連携を図るとともに、虐待防止の普及啓発、事例検討を行います。
消費者被害の防止	高齢者などを狙った悪質商法などによる被害をなくすため、関係機関と連携し、啓発活動を行います。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会において、認知症・精神障がい・知的障がいなどで判断能力が不十分なため、金銭管理などに不安のある方に対し、福祉サービス利用援助・金銭管理・書類預かりなどのサービスを提供し、地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。
成年後見支援センターとの連携	成年後見制度の利用を促進するため、本市及び近隣市村において中核機関機能の一部を松本市社会福祉協議会が設置している「成年後見支援センターかけはし」に委託し、必要な支援を行います。
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会	専門職団体や関係機関が連携し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みの充実を図ります。
成年後見制度のチーム支援	制度を利用される方に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。
市民後見人の担い手養成・活動支援	成年後見制度利用者の増加に対応するため、市民後見人の養成及び活動支援を行います。

項 目	取 組 みの 概 要
成年後見制度利用支援事業	親族などによる法定後見開始の審判請求が期待できない高齢者について、市が申立てを行い、権利擁護を図ります。 また、当該審判を受けた者が後見報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる場合、報酬費用を助成します。
成年後見制度専門相談	年6回、公益社団法人成年後見センターリーガルサポートながの支部所属の司法書士による専門相談を実施します。

4 計画期間の目標

項 目	単 位	令和5年度末見込	令和8年度目標
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催	回	2	2
虐待事例に対するコアメンバー会議の開催	回	12	12
市民後見人の養成	人	17	30
市民後見人フォローアップ研修	回	4	4

第3章 生きがいつくりの推進

第1節 社会参加や生きがいつくりの推進

1 現状と課題

高齢者がいつまでも健康で住み慣れた地域で暮らすためには、介護予防・健康づくりとともに、高齢者が培ってきた豊かな経験と知識・技能などを地域社会で発揮しながら、生きがいにつながる仕事や役割を持って暮らすことのできる環境づくりが大切です。

現在、福祉ひろば・公民館・老人福祉センターなどで高齢者の学習意欲に応えるさまざまな学習機会の場、スポーツに親しむ場、地域交流の場が提供されています。

更に、人生百年時代、就労意欲の高い高齢者に対し就業の場を提供することは、生活の質が向上するとともに社会貢献につながり地域の活性化に寄与します。

こうした高齢者のライフスタイルに合わせた活動の場を提供し、仲間づくりやボランティアなど生きがいを持って生活できる地域づくりを推進するとともに、就労相談を充実させることも必要です。

2 施策の方向

○学習意欲に応えるための機会などの提供

高齢者の生涯学習や社会参加に対する様々なニーズに対応し、スポーツ・文化活動など多様な活動の場や交流機会の提供に努めます。

○高齢者が自分らしく活躍できるための情報提供や相談体制の充実

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし、仕事や地域を支える担い手として活躍できる環境の整備を進めます。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

○高齢者が活躍できる場の提供

地域の中に、趣味を通じた人との交流の場や、仕事やボランティアを通じて誰かの役に立てる場など、高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる場を提供します。

○世代間交流

「こどもプラザ」と「福祉ひろば」の機能を有した多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」を活用し、世代間交流を促進します。また、児童館・児童センター等で地域の方々と連携し、伝統文化の継承や地域交流を推進します。

3 主な取組み

項 目	取 組 みの 概 要
福祉100円バス助成事業	70歳以上の方を対象に、市内の路線バス（観光路線を除く。）と上高地線の電車を1乗車100円とすることで、高齢者が気軽に外出しやすい環境をつくれます。
高齢者福祉入浴事業	70歳以上の方を対象に、市内の公衆浴場等の利用料を助成し、入浴を通じ高齢者の健康増進と交流促進を支援します。
公民館活動	各地区における支え合いについての学習会等を開催します。
高齢者クラブへの支援	高齢者の地域における交流を図り、充実した生活を送るために、高齢者のニーズに合った活動支援を行います。
老人福祉センター (プラチナセンター)	地域の高齢者に対して、各種相談に応じるとともに、高齢者の健康増進及び生きがいづくりの活動の場として、事業の充実を図ります。
プラチナ大学	高齢者が仲間づくりの輪を広げながら、新しい知識や技術を学び、積極的に生きがいを持って充実した生活を創造するための場を提供します。
介護現場へ的高齢者活力の導入検討	人材不足となっている介護の現場へ、人生経験豊かな高齢者が有償ボランティアなどで参加することで、人材不足の解消及び高齢者の生きがいづくり、健康維持を図ります。
チームオレンジまつもと設置・社会参加支援	認知症の本人たちの声や視点を重視し、本人たちの希望に応じた方法で地域に関わる（＝社会参加）体制（＝チームオレンジまつもと）を12の日常生活圏域で整備し、地区生活支援員と連携して「共生」の地域づくりを推進します。

4 計画期間の目標

項 目	単 位	令和5年度末見込	令和8年度目標
福祉100円バス助成事業延利用人数	人	426,000	450,000
シルバー人材センター協会会員数	人	1,560	1,560
高齢者クラブ加入者数	人	3,870	3,870
老人福祉センターの延利用者数	人	11,000	11,000

第2節 住民主体の助け合いづくりの推進

1 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、今後ますます生活支援サービスの充実が必要になってきます。

生活支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護保険サービスのみではなく、ボランティア、NPO、民間企業などの多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要です。介護保険事業としての介護予防や日常生活支援、専門職の連携による在宅医療・介護の体制づくりも重要ですが、今後の人口減少社会においては、生産年齢人口の減少により、専門職の確保が困難になります。そこで、これまで「地域福祉」として進めてきた、お互いさまのまちづくり、生活支援の仕組みづくりを進める必要があります。

「高齢者等実態調査」結果より（令和4年度実施分）

見守りが必要な高齢者を支援する活動の頻度 (元気高齢者)		地域の人にしてほしい支援 (居宅要介護・要支援認定者 複数回答)	
週1	0.8%	災害時の手助け	43.5%
月1～3回	2.6%	雪かき	42.1%
年に数回	1.8%	急病など緊急時の手助け	42.0%
参加していない	61.9%	外出時の手助け	35.0%
		ゴミ出し	34.7%

2 施策の方向

○高齢者の社会参加の促進

高齢者のライフスタイルに合わせた就労・ボランティア・地域活動等を進めるために、高齢者の活躍の場の創出や就労相談等の充実を図ります。

また、要支援・要介護状態になっても、地域で役割を持ち続けられる活動が、生活支援や介護予防につながっていくことから、支える側、支えられる側の関係を超えた支え合いの仕組みづくりを支援していきます。

○多様な資源との協働の推進

人口減少が進む中で、地域の助け合いづくりは、地縁組織を中心とした活動だけでは限界があるため、地域にある様々な資源（企業・社会福祉法人・医療法人など）と協働し、住みやすい地域をつくることも必要になると考えます。そのため、地区生活支援員を中心に、資源の把握と地域ニーズのマッチングを進め、住民や関係機関が協力・協働しながら地域課題の解決に向けた取組みを進めます。

3 主な取組み

項 目	取 組 みの 概 要
生活支援体制整備事業の推進	地区生活支援員を中心に、住民や関係機関が協力・協働しながら、住民主体の助け合いづくり、つながりの仕組みづくりを推進します。また市全体の課題については、生活支援体制整備委員会で協議を行い、評価検証します。
地域福祉活動推進交付金	地域住民が互いに支え合う活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる地域福祉活動を推進するため、任意の団体が行う地域福祉活動に対して交付金などの財政支援を行います。
福祉ひろばコーディネーター	福祉ひろば事業を中心に、住民のニーズや課題を捉え、住民のふれあいの場づくりや担い手育成、ボランティア支援の調整などを行います。
人材育成講座	ゴミ出し・買い物支援など、身近なサービスを立ち上げるための支援や、通いの場の担い手などのボランティア活動を行う人材を、関係機関と協力しながら育成します。
市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンターを運営し、市民活動団体の活動拠点となるとともに、相談、セミナー、情報発信を行うことにより、地域の課題解決を目的とした活動を促進します。

4 計画期間の目標

項 目	単 位	令和5年度末見込	令和8年度目標
収入のある仕事に就いている高齢者 (週1回以上)	%	31.0	35.0
ボランティアに参加している高齢者 (月1回以上)	%	13.3	15.0